別表（成長分野の事業）

１　健康・医療関連分野等

次の機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の素材・部材・製品の製造及びサービス提供等の事業

|  |  |
| --- | --- |
| (1) | 医薬品、医療機器等関連  ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第１項に規定する医薬品、第２条第２項に規定する医薬部外品、第２条第４項に規定する医療機器及び同法第２条第９項に規定する再生医療等製品 |
| (2) | 福祉・介護機器関連  ・福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第２条に規定する福祉用具 |
| (3) | 保健機能食品関連  ・健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成２１年内閣府令第５７号）第２条第１項第５号に規定する特定保健用食品  ・食品表示法（平成２５年法律第７０号）第４条第１項の規定に基づく食品表示基準（平成２７年内閣府令第１０号）第２条第１項第１０号に規定する機能性表示食品 |
| (4) | 創薬支援サービス関連  ・創薬研究のための支援・受託サービス |
| (5) | ヘルスケアサービス関連  ・健康の保持及び増進、介護予防等を通じた健康寿命の延伸に資する商品又はサービス（診療・介護報酬等の対象となる医療・介護サービス等を除く） |
| (6) | ゲノム解析・編集関連  ・ゲノム解析・編集技術を活用した製品・サービス  ・ゲノム解析・編集技術の関連製品・サービス |
| (7) | その他、これらに類するもの |

※　自ら医療・福祉・介護事業等を行うために、上記に掲げる機器等を導入・設置する場合を除く。

２　環境・エネルギー分野

次の機器等の素材・部材・製品の製造、加工、販売、据付、維持管理に必要なメンテナンス、修繕等の事業

|  |  |
| --- | --- |
| (1) | 環境汚染防止施設  ・大気汚染防止（自動車排気ガス浄化装置、集じん装置　等）  ・排水処理（水処理薬品、膜、水処理装置　等）  ・廃棄物処理（生ゴミ処理装置、ＲＤＦ製造装置　等）  ・土壌・水質浄化（プラント）  ・騒音・振動防止（防音材、防振材） |
| (2) | 環境負荷軽減技術・製品  ・環境配慮型自動車、電気自動車、燃料電池自動車　等  ・分析・測定装置  ・カーボンリサイクル |
| (3) | 資源有効利用  ・水供給（雨水浸透工事、下水処理水供給　等）  ・リサイクル、再生素材（再資源の商品化　等）  ・再生可能エネルギー（太陽光発電システム、風力発電装置　等）  ・省エネルギー（LED照明、有機EL、高効率給湯器、次世代省エネ住宅　等）  ・その他（工場緑化、都市緑化　等） |
| (4) | エネルギー  ・太陽電池、燃料電池、二次電池  ・太陽光・風力・地熱・小型水力発電  ・太陽熱利用（給湯・暖房・冷房）  ・水素利用  ・バイオマス関連（燃料製造、熱利用、発電）  ・自然エネルギー熱利用（雪氷、海水・河川水） |
| (5) | その他、これらに類するもの |

※　主として自社利用のために、上記に掲げる機器等を導入・設置する場合を除く。

３　航空機関連分野

次の機器等の素材・部材・製品の製造、加工、販売、据付、維持管理に必要なメンテナンス、修繕等の事業

|  |  |
| --- | --- |
| (1) | 航空機製造業  ・飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機　等 |
| (2) | 航空機用原動機製造業  ・ピストンエンジン及びジェットエンジン空気取入口、ターボスーパーチャージャ、  　潤滑装置、冷却装置、排気装置、航空原動機用ポンプ　等 |
| (3) | その他の航空機部分品・補助装置製造業  ・プロペラ、胴体、主翼、フラップ、空気制動板、昇降舵、安定板、方向舵、及び  その他の尾部組立部品、着陸及び揚陸用装置を含む降着装置、フロート、着陸用そり、補助装置としては防水装置、爆弾架、砲塔及び砲塔く動装置、パラシュート、標的、リンクトレーナ　等 |

４　観光分野

観光客の利用が見込まれる次の施設等の新築、増築、改修、設備導入・更新等及び運営にかかる事業

|  |  |
| --- | --- |
| (1) | 宿泊施設  ・旅館  ・ホテル  ・民宿　等 |
| (2) | 飲食・休憩施設  ・レストラン  ・料理店  ・道の駅　等 |
| (3) | 交通施設  ・観光バス、観光タクシー  ・遊覧船　等 |
| (4) | 観光・レジャー施設  ・博物館、美術館  ・水族館、動物園、遊園地  ・スキー場　等 |
| (5) | 入浴施設  ・温泉施設　等 |
| (6) | 観光土産品店等  ・観光土産品の製造、販売　等 |
| (7) | その他、観光の振興に資すると認められるもの |